

【後発医薬品安心使用促進事業について】

1 政府の目標

患者負担の軽減

医療保険財源の改善



経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針 2017）」に
として、後発医薬品に係る数量シェアの目標値引き上げを閣議決定。

2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%以上とし、
できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。

2 厚生労働省の対策

- ・平成19年に策定した「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に基づいて、対策を実施。
- ・平成25年「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、現在の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して国全体で取り組みを進めてきた。

後発医薬品の使用促進に係る環境整備について、このアクションプログラムに基づき、都道府県レベルで協議会を設置して使用促進・普及啓発を図るため、当該事業が都道府県に委託することとされた。

3 山梨県の対応

平成20年度

「山梨県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置

これ以降、毎年度協議会を開催し、各種対策を検討し実施した。

<直近3年間の実施事業>

平成28年度

- ・県民向け後発医薬品安心使用促進講習会の実施

平成29年度

- ・汎用後発医薬品のリスト作成

平成30年度

- ・後発医薬品採用ノウハウ研修会の実施（病院・診療所の医師等医療従事者を対象）
- ・取り組み重点エリアと有効対策の選定調査
- ・調査結果から明らかとなった課題の解決のための事業について、強化月間を設定し実施